

令和4年4月14日

報道機関各社 御中

連 絡 先	
課係名	総務部職員課
電話番号	0598-53-4330

1. 発表事項

松阪市職員旧姓使用について

2. 内 容

職員（会計年度任用職員含む）が婚姻、養子縁組その他の理由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前に使用していた氏を職場において使用する事で職場での女性活躍の推進と働きやすい職場づくりとすることから、令和4年4月1日から職員が旧姓を使用することができるようになりました。

（1）旧姓を使用することができる文書等・・・別紙1

①組織内部で使用される文書等で、職員の同一性の確認が容易にできるもの

例：起案文書、人事異動通知、退職願、勤務証明、在職証明など

②対外的にも使用されるが特別な法律関係を生じさせるおそれのないもの

例：職員の呼称、名札、名刺、職員録、座席表、メールアドレスなど

（2）旧姓を使用することができない文書等・・・別紙2

①職員の身分を証するもの

例：職員人事記録、人事台帳、宣誓書など

②職員の権利義務に係るもので他団体に与える影響が大きいもの

例：税務関係書類、共済組合関係書類、公務災害又は労働災害関係書類、健康診断結果など

③対外的に法律関係が生じるもの

例： 契約書、協定書など

3. 申請状況

令和4年4月8日時点

	女性	男性	合計
正 規 職 員	1人	0人	1人
会 計 年 度 任 用 職 員	1人	0人	1人
合 計	2人	0人	2人

4. 利用者のコメント

正規職員 A さん

新姓が松阪市では少なく聞き取ってもらいにくいので、旧姓使用ができるようになりよかった。

会計年度任用職員 B さん

仕事上、障がいのある子どもと関わることが多く、混乱しないよう利用者の前では旧姓を使っていたが、制度上旧姓を使えるようになってよかった。

【別紙 1】

旧姓を使用することができる文書等

分類	例
組織内部で使用される文書等で、職員の同一性の確認が容易にできるもの	(1) 起案文書等（決裁文書、供覧文書等に係る押印、各種文書における担当者名等） (2) 服務に係る文書（出勤簿、休暇、欠勤届、復命書、その他特別な休暇又は休業の各種申請書、事務分掌表、事務引継書、職員表彰関係、人事評価関係書類、身上事項変更届等）、営利企業等従事許可申請書、営利企業等従事届出書、職務専念義務免除申請書 (3) 人事に係る文書（人事異動内示書、人事異動通知書、退職願、懲戒・分限処分関係書類、勤務証明書、在職証明書等） (4) 給与に係る諸届文書（通勤届、住居届、扶養親族届、時間外勤務命令簿等） (5) その他組織内部で使用される文書で、職員の同一性の確認が容易にできるもの
対外的にも使用されるが特別な法律関係を生じさせるおそれのないもの	(1) 職員の呼称 (2) 名札 (3) 名刺 (4) 職員録 (5) 座席表 (6) メールアドレス (7) その他対外的にも使用されるが特別な法律関係を生じさせるおそれのないもの
特に支障がないと任命権者が認めるもの	特に支障がないと任命権者が認めるもの

【別紙２】

旧姓を使用することができない文書等

分類	例
職員の身分を証するもの	(1) 職員人事記録、人事台帳 (2) 宣誓書 (3) その他職員の身分を証するもの
職員の権利義務に係るもので他団体に与える影響が大きいもの	(1) 税務関係書類（源泉徴収票、年末調整関係書類など） (2) 共済組合、公立学校共済組合及び社会保険関係書類 (3) 公務災害又は労働災害関係書類 (4) 給与又は報酬関係書類で、給与システムを通じて氏名が印字されるもの、健康診断結果、職員互助会関係、財形貯蓄関係、各種保険又は年金関係 (5) その他職員の権利義務に係るもので他団体に与える影響が大きいもの
対外的に法律関係が生ずるもの	(1) 契約書 (2) 協定書 (3) その他対外的に法律関係が生ずるもの